

今年のカレンダーも残りわずかとなり、年の瀬を感じる時期となりました。そして、年末調整の時期でもあります。毎年何気なく行っている方もいらっしゃるかもしれませんが、年末調整は大事な手続きです。誤った申告をされた場合には、所得税の追徴などが行われる場合があります。各学校の提出期限内までに正しく作成し提出をしましょう。

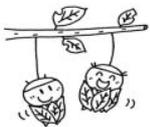


年末調整 ~昨年と比べて変わった点~

- 1 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されるとともに、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲が拡充されました。
- 2 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴い、給与所得の源泉徴収票の記載事項に関する所要の整備が行われました。

詳しくは(国税庁 HP)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2009/01.ht>



12月の期末勤勉手当



特別休暇(私傷病・結核)・介護休暇がある人は、勤務しなかった期間から週休日及び休日を除いた日が30日を越える場合は除算されます。(ただし、期末手当は除算されません。)

期末手当基礎額 = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + 職務加算額^{※1}

$$\text{期末手当} = \text{期末手当基礎額} \times \frac{150}{100} \times \text{支給率} \frac{100}{100}$$

勤勉手当基礎額 = ① + ② + ③ + ⑤ + 職務加算額^{※1}
(扶養手当や管理職手当は算出基礎にふくまれません)

$$\text{勤勉手当} = \text{勤勉手当基礎額} \times \frac{70}{100} \times \text{支給率} \frac{100}{100}$$

※人事委員会勧告が実施された場合、下記の通りとなります

支給割合

期末手当 1.5月分
勤勉手当 0.7月分
合計 2.2月分

支給日 12月10日(木)

左記の期末・勤勉手当の合計から所得税・共済掛金・財形が引かれ、みなさんの口座に振り込まれます。



※1職務加算額とは 職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して、人事委員会規則で定める職員については、給料の月額及び調整手当の合計額に100分20以内の率を乗じた額(例:教諭の場合は大卒経験8年以上で5%、24年以上で10%)

※数字の番号は下記の給与明細書の部分となります。

支給年月	職員番号	氏名	給料表	級号級	給料又は報酬	給料の調整額	教職調整額	扶養手当	地域手当	義務教育特別手	
	産業教育手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職特別手当	期末手			
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	所得税	住民税	一般財形	財形年金	財形住宅	控除金計	差引支給額	口座振込額

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

①改正の趣旨

民間企業に比べ私たちの勤務時間が1日当たり約15分長いことから、これを是正するため

②条例改正の概要

- ・1週間当たりの勤務時間を38時間45分とし、1日当たりの勤務時間を7時間45分とする。
- ・施行期日 事務職員・学校栄養職員…平成21年10月1日
教育職員 …平成22年 4月 1日



残日数の計算が少し複雑になります。

③年次有給休暇の記載について

- ・取得単位は1日又は時間単位となります。(半日単位ではとれません。)
- 休憩時間が12:15～13:00の場合

申請日	決裁者印		本人印	休暇等申請期間	年次有給休暇 残日数等	特別休暇			
	校長	教頭				夏季休暇 残日数	家族休暇 残日数等	看護休暇 残日数等	
10/30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11月 2日 8時15分から 11月 2日 9時15分まで 期間 日 1時	19日 6時45分		理由 () 日 時 分	続柄 () 日 時 分	
11/2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11月 4日 8時15分から 11月 4日 16時00分まで 期間 日 7時	18日 7時30分		理由 () 日 時 分	続柄 () 日 時 分	

公立学校共済組合

医療機関等の窓口で支払う出産費用の負担が軽減されます。(この制度は任意です。)



1 出産費・家族出産費の支給額の変更

【支給額】 35万円→39万円

※ただし、産科医療補償制度等に加入している

医療機関等において組合員等が出産した場合は42万円

【対象者】 平成21年10月1日～平成23年3月31日までの間の出産に

係る出産費・家族出産費の受給権を有する組合員及び被扶養者

2 医療機関等への直接支払制度の開始

- ・組合員と医療機関等が出産費等の支給申請及び受領に係る代理契約を締結することにより、出産費等の額を上限として共済組合が当該医療機関等に対し出産費等を直接支払う制度(対応できない医療機関については今まで通り、請求書を共済組合へ提出となります。)

【対象者】 平成21年10月1日～平成23年3月31日までの間の出産に係る出産費等の受給権を有する組合員等



第1支部の共同実施活動



～財務事務の改善と市費事務員の非常勤化への対応～

今年度、第1支部の共同実施組織では、財務事務の改善のひとつとして、学年費と積立金の一本化について取り組んでいます。(一部の学校はすでに実施済みです。)

「どうして一本化？」といいますと、理由は2つあります。

- ① 業者への支払がスムーズになる。

(現状は、年度当初お金がないため、支払までに何ヶ月もかかる。)

- ② 会計数を減らし事務処理の効率化を図る。

実施できる環境が整った学校から順次実施できればと考えています。